

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 中国財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成27年6月29日                       |
| 【会社名】      | 寿スピリッツ株式会社                       |
| 【英訳名】      | Kotobuki Spirits Co., Ltd.       |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 河越 誠剛                    |
| 【本店の所在の場所】 | 鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地                  |
| 【電話番号】     | 0859(22)7477(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役経営企画部部长 松本 真司                 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 鳥取県米子市旗ヶ崎2028番地                  |
| 【電話番号】     | 0859(22)7477(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役経営企画部部长 松本 真司                 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金40円

総額 414,934,680円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、河越誠剛、山内博次、山根理道、松本真司、谷康人、岩田松雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果   |    |
|-------|--------|-------|-------|---------|----|
|       |        |       |       | 賛成比率(%) | 可否 |
| 第1号議案 | 80,189 | 89    | 16    | 94.99   | 可決 |
| 第2号議案 |        |       |       |         |    |
| 河越 誠剛 | 79,782 | 511   | 1     | 94.51   | 可決 |
| 山内 博次 | 80,188 | 105   | 1     | 94.99   | 可決 |
| 山根 理道 | 80,196 | 97    | 1     | 95.00   | 可決 |
| 松本 真司 | 80,198 | 95    | 1     | 95.00   | 可決 |
| 谷 康人  | 80,194 | 99    | 1     | 94.99   | 可決 |
| 岩田 松雄 | 80,158 | 135   | 1     | 94.95   | 可決 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成比率の算定にあたっては、事前行使分の議決権数と当日出席株主全員の議決権数を合算した数字を分母としております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上